

自動車保管場所証明申請書の記載要領

【型式・車体番号】
 完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を記入してください。
 ※ 数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。次の間違いがよく見受けられます。
 ゼロ オー ディー イチ アイ ニ セット ハチ ビー フイ ユー
 [0 と O 又は D、 1 と I、 2 と Z、 8 と B、 V と U]などに注意してください。

【自動車の大きさ】
 センチメートル単位で、右に
 詰めて記入してください。
 (ミリ単位は切り捨てる)

【使用の本拠の位置】
【個人の場合】
 実際に居住する場所の住所を記入してください。
 通常は住民票の住所と同じです。《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません》
【法人の場合】
 実際に営業を行う事務所の所在地を記入(本社、営業所等の所在地)
 《通常、役員の実家や社員寮等は使用の本拠とはなりません》

【保管場所の位置】
 駐車場の所在地を住居表示で記入してください。

【保管場所の標章番号】
 申請者の住所と使用の本拠の位置が同一で、さらに保管場所が同一の代替車両がある場合、その代替車両の標章番号を記入することによって、所在図の添付を省略することができます。

【申請者住所・氏名】
【個人の場合】
 住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を書きます。氏名欄は、記名押印又は署名のみでも可。
 (印鑑は認印で結構です)
 ※ 氏名にはフリガナをつけてください。
【法人の場合】
 登記簿又は印鑑登録証明書の住所・法人名を書き、法人の代表者名を併記し、社印又は代表者印を押印します。

【連絡先】
【申請内容についてのお尋ね先】
 昼間の連絡先で勤務先や氏名・電話番号(携帯電話番号)等を記入してください。

※ 手数料
 証明申請 2,100円
 標章交付 500円
 証明書再交付 400円
 標章再交付 500円

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書

車名	型式	車体番号	自動車の大きさ
(例) BMW	(例) GH-DT30	(例) WBA-DT00000AB00000	長さ 4 6 5 センチメートル 幅 (例) 1 6 9 センチメートル 高さ 1 5 8 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		(例) 横浜市中区海岸通2丁目4番	
自動車の保管場所の位置		(例) 横浜市中区海岸通1丁目28番 日本駐車場 No. 5	
※ 保管場所標章番号		(例) 960005460(同一場所での代替車両がない場合は、記入する必要はありません。)	
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 申請書の提出日を記入			
〇〇〇 警察署長殿		申請者 (例) 〒231-8403 横浜市中区海岸通2丁目4番 (045) 211 局 1212 番 フリガナ カナガワ タロウ 氏名 神奈川 太郎 印	平成〇〇年〇〇月〇〇日
第 号		自動車保管場所証明書	
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 平成 年 月 日 警察署長 印			

【車名】
 例
 ・トヨタ
 ・日産
 ・三菱
 ・ホンダ
 等

記入する

記入しない

記入する

申請区分	新規	名義変更	住所変更	再交付	自己単独所有	その他	自動車登録番号	連絡先
	<input checked="" type="radio"/>					<input checked="" type="radio"/>		神奈川太郎 (例)(携帯電話番号) 090-0000-1234

【申請区分】 該当する申請に○印をつけてください。
 新規……… 新車、中古車の購入で現在ナンバーがついていない場合
 住所変更… 引越し等で住所を変え変更登録する場合
 名義変更… 所有者の名義を変え移転登録する場合
 再交付…… 紛失等で証明書の再交付をする場合
 (ただし、証明日から1か月以内の場合に限ります)

【保管場所の所有者】
 申請する保管場所の所有者に○印をつけてください。
 自己単独所有… 自認書を添付
 その他……… 他人所有や共有の場合は、保管場所使用承諾書又は駐車場賃貸借契約書の写し等を添付

申請する自動車にナンバー(登録番号)がある場合に記入してください。

- ※ 注意事項**
- この書類は、4枚で1組(複写式)となっておりますので、太線枠内を黒色ボールペンで上から強く書いてください。
 - 申請書類等は、保管場所(車庫)の位置を管轄する警察署へ提出してください。
 - 申請書添付書面(次の書類をそれぞれ一通添付してください)
 - ・ 所在図と配置図
 - ・ 保管場所使用権原疎明書面(自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等)
 - 申請内容に疑義がある場合には、別途、必要な書面の提出を求めることがあります。
 - 証明書の交付とともに保管場所標章と保管場所標章番号通知書が交付されます。交付された通知書は大切に保管してください。
 - 証明書交付後の訂正はできませんので、内容を確認して提出してください。なお、交付後、記載事項に誤りがある場合は、新たな申請となります。
 - 証明書の有効期限(証明日から1か月)以内に「使用の本拠の位置」を管轄する陸運支局へ提出してください。有効期限の過ぎたものは、新たな申請となります。